

平成23年度間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材の利用推進目標

(1) 治山・林道工事における目標

治山・林道工事においては、上記取組方針の下に、間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材の使用を推進する。具体的な目標は以下のとおりとする。

組 織	重点施設の種類	目 標
各森林管理局	土留工 筋工 柵工等	間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材の使用率100%とする。

(2) 庁舎等新築工事における目標

庁舎等新築工事においては、上記取組方針の下に、間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材の使用を推進する。具体的な目標は以下のとおりとする。

組 織	重点施設の種類	目 標
各森林管理局 各森林管理署	管理署庁舎新築：2棟(予定) 森林事務所庁舎新築：12棟(予定) 公務員宿舍新築：7棟(予定)	間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材の使用率100%とする。

(3) 木質、紙を使用した物品の調達における目標

木質、紙を使用した物品の調達においては、間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材を使用した物品の購入を推進する。具体的な目標は以下のとおりとする。

組 織	重点物品の種類	目 標
林野庁 各森林管理局 各森林管理署	紙類	間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材を原料として使用した紙類の100%調達に努める。
	文具類	木質、紙を使用した文具については、間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材を原料とした文具の100%調達に努める。
	機器類	木質・紙を使用した機器類については、間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材を使用した機器類の100%調達に努める。